

一般事業主行動計画（女性活躍推進法）

1. 計画期間 2023年度（令和5年4月1日）～ 2030年度（令和10年3月31日）

2. 取組方針

（1）「職場風土・意識の改革」：男女共に、対等な存在としての意識を持ち、性別にかかわらず公正な配置・育成・評価・処遇を行うことができる職場・風土を実現する。

（2）「職域の拡大・能力開発」：女性社員のスキルや昇進意欲の向上、上位職への任用を図るため、各自の適性や希望に応じた職域の拡大や能力開発を推進する。

（3）「両立支援の強化」：女性社員一人ひとりが、仕事と生活のバランスを保ちながら、個性と能力を十分に発揮し続けることのできるよう社内制度の充実・職場環境の整備を行う。

3. 数値目標

女性管理職数を 6年後の2030年度末に 3倍（3名）以上とする

※2023年度末女性管理職数：1名（女性従業員数：6名）